

アグリゲーション合同会社 賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第33条に基づき、社員の賃金に関する事項を明確に定めることにより、公平かつ適正な処遇を行い、労働条件の明確化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社に雇用される全ての社員に適用する。

(定義)

第3条 本規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- ① 算定基礎賃金：基本給をいう。
- ② 1か月平均労働時間数：年間所定労働日数に8を乗じ、12で除して得た数値（小数点第3位を四捨五入）をいう。
- ③ 法定休日：就業規則に定める法定休日（日曜日）をいう。

第2章 賃金の構成

(賃金の種類)

第4条 賃金は次のとおりとする。

- ① 基本給
- ② 諸手当（通勤手当）
- ③ 割増賃金（時間外、休日、深夜）

(基本給)

第5条 基本給は、社員の職務内容・経験・能力等を考慮し、個別に定める。

(諸手当)

第6条 諸手当の種類・支給基準は次のとおりとする。

通勤手当：通勤距離・手段に応じ、月額上限5,000円を限度として実費相当額を支給する。

第3章 割増賃金

(割増率)

第7条 割増率は次のとおりとし、重複する場合は合算して支給する。

- ① 時間外労働：25%（1か月60時間を超える部分は50%）
- ② 休日労働（法定休日）：35%
- ③ 深夜労働（午後10時から午前5時まで）：25%

例：所定労働日に午後10時以降の時間外労働＝25%＋25%＝50%。

法定休日の深夜労働＝35%＋25%＝60%。

(割増賃金の算定方法)

第8条 割増賃金は、次の算定により計算する。

- ① 割増賃金単価＝算定基礎賃金÷1か月平均所定労働時間数
 - ② 時間外労働分＝割増賃金単価×時間外労働時間数×125%
 - ③ 休日労働分＝割増賃金単価×休日労働時間数×135%
 - ④ 深夜労働分＝割増賃金単価×深夜労働時間数×25%
- ※ 時間外・休日と深夜が重なる場合、それぞれの割増分を合算する。

第4章 休暇等の賃金

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

(無給とする休暇等)

第10条 次の休暇・休業の期間は無給とする。ただし、法令により不利益取扱いをしてはならない。

- ① 産前産後の休業、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇
- ② 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休業
- ③ 病気休暇、裁判員等のための休暇
- ④ 休職期間

(慶弔休暇)

第11条 慶弔休暇の期間は通常の賃金を支払う。

第5章 欠勤・遅刻・早退等の控除

第12条 欠勤・遅刻・早退・私用外出に早退する時間については、次の方法で控除する。

- ① 月給者の時間単価＝算定基礎賃金÷1か月平均所定労働時間数

控除額＝時間単価×相当時間数

- ② 月の途中に入退社した場合は、当該月の所定労働日数による日割計算で支給する。

第6章 賃金の計算期間・支払方法

(締切・支払日)

第13条 賃金は、毎月20日締切とし、翌月9日に支払う。支払日が休日にあたる場合は、その直前の営業日に繰り上げて支払う。

(支払方法)

第14条 賃金は通貨で、社員本人にその全額を支払う。ただし、社員が同意した場合は、本人名義の預貯金口座又は証券総合口座への振込みにより支払う。

(控除)

第15条 次に掲げるものは賃金から控除する。賃金は、労働者に対し、通貨で直接その全額を支払う。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の被保険者負担分
- ④ 会社貸付金の当月返済分
- ⑤ 社宅使用料
- ⑥ その他賃金控除に関する労使協定で定めた事項

第7章 臨時休業・非常時払い

(休業手当)

第16条 会社の責に帰すべき事由により所定労働日に休業させた場合は、休業手当として平均賃金の60%以上を支払う。1日の一部を休業させた場合は、当該時間相当額について同様とする。

(非常時払い)

第17条 社員又はその生計維持者が、帰郷（やむを得ない事由により1週間以上）、結婚・死亡・出産・疾病・災害、退職・解雇等に該当し請求したときは、賃金支払期日前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

第8章 昇給・賞与

(昇給)

第18条 昇給は、勤務成績その他が良好な労働者について、原則として毎年11月1日に行う。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は実施しないことがある。顕著な業績が認められる場合は、期中に昇給を行うことがある。

(賞与)

第19条 賞与は、次の算定対象期間に在籍した社員に対し、会社の業績及び社員の勤務成績等を勘案して支給日（下記）に支給する。会社の業績その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は不支給とすることがある。

算定対象期間	支給日
10月21日から2月末日まで	3月21日
3月1日から6月末日まで	7月21日
7月1日から10月末日まで	11月21日

2 特に営業職に対しては、別途営業インセンティブ規程により算出された額を加算することがある。

附則

- 1 本規程は、令和7年8月25日より施行する。
- 2 本規程は、令和8年3月1日より改定施行する。